

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2016-123747(P2016-123747A)

【公開日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-041

【出願番号】特願2015-792(P2015-792)

【国際特許分類】

A 47 L 5/28 (2006.01)

A 47 L 9/00 (2006.01)

A 47 L 9/28 (2006.01)

【F I】

A 47 L 5/28

A 47 L 9/00 Z

A 47 L 9/28 U

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月20日(2018.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明の実施形態は、本体部に把持部を備えた電気掃除機に関する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の電気掃除機は、本体部および集塵装置を備えた掃除機本体と、この掃除機本体に接続される延長管とを具備した電気掃除機である。本体部は、本体接続口と、電動送風機と、把持部と、電源部とを有する。本体接続口は、延長管が接続される。電動送風機は、延長管の軸線上に少なくとも一部が位置し、集塵装置を介して本体接続口と連通する。把持部は、電動送風機に対して本体接続口とは反対側に位置する。電源部は、電動送風機の電源となる。集塵装置は、延長管の軸線に対して、電源部の重心とは反対側に位置する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

11 電気掃除機

15 掃除機本体

16 延長管

19 本体接続口

21 本体部

22 集塵装置
31 把持部
34 電動送風機
36 電源部である二次電池
54 吸気連通口
55 排気連通口
64 設定部である設定ボタン
74 吸気口
75 排気口
A 軸線

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部および集塵装置を備えた掃除機本体と、この掃除機本体に接続される延長管とを具備した電気掃除機であって、

前記本体部は、

前記延長管が接続される本体接続口と、

前記延長管の軸線上に少なくとも一部が位置し、前記集塵装置を介して前記本体接続口と連通する電動送風機と、

前記電動送風機に対して前記本体接続口とは反対側に位置する把持部と、

前記電動送風機の電源となる電源部とを有し、

前記集塵装置は、前記延長管の軸線に対して、前記電源部の重心とは反対側に位置することを特徴とした電気掃除機。

【請求項2】

前記集塵装置は、前記延長管の軸線に対して、前記電源部とは反対側に位置することを特徴とした請求項1記載の電気掃除機。

【請求項3】

前記電源部は、掃除の際に前記集塵装置の下側に位置することを特徴とした請求項1または2記載の電気掃除機。

【請求項4】

前記電源部は、掃除の際に前記把持部の下側に位置することを特徴とした請求項1ないし3いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項5】

前記把持部は、前記電源部の前記本体接続口から離れた端部側と前記集塵装置の前記本体接続口から離れた端部側との間を連結して配置されていることを特徴とした請求項1ないし4いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項6】

前記把持部は、前記電動送風機の動作を設定する設定部を有し、前記設定部は、前記延長管の軸線に対して、前記電源部とは反対側に位置することを特徴とした請求項1ないし5いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項7】

前記本体に、前記集塵装置の吸気口と接続される吸気連通口と、前記集塵装置の排気口と接続される排気連通口と、が設けられていることを特徴とした請求項1ないし6いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項8】

前記電源部は、前記本体接続口から離れるに連れて、前記延長管の軸線から離れる方向

に設けられている

ことを特徴とした請求項 1ないし 7いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項 9】

前記電動送風機の中心軸は、前記集塵装置の反対側に前記延長管の軸線に平行である

ことを特徴とした請求項 1ないし 8いずれか一記載の電気掃除機。